



相談会場ではマスクを着用し他の人との間隔をあけるよう、協力をお願いします。

各種相談の市ホームページはこちら →

相談	相談日	時間	会場	問い合わせ・備考
行政相談	2日(火)	午後1時～3時	西那須野公民館	●国、県、市など行政の仕事に対する意見や要望 ☎秘書課 ☎(62)7109
	10日(水)	午後1時～4時	いきいきふれあいセンター2階	
不動産相談(予約制)	23日(火)	午後1時30分～3時30分	県不動産会館県北支部(黒磯文化会館前)	※相談日当日までに要予約。 県宅建協会県北支部 ☎(62)6677
マザーズコーナー 出張職業相談	17日(水)	午後1時～3時	つどいの広場「ほっぺ」(方京)	●子育て中の人の出張就職相談 ハローワーク大田原 ☎0287(22)2268
	18日(木)	午前9時～正午	いきいきふれあいセンター2階 子育て相談センター	
弁護士による 法律相談(予約制) ※年度内1人2回まで可。	6日(土)	午後1時30分～4時30分	いきいきふれあいセンター 2階	※8月1日(月)から受け付け開始。定員18人。 ☎社会福祉課 ☎(62)7135
	9日(火)	午後1時30分～4時30分	健康長寿センター	※8月1日(月)から受け付け開始。定員18人。 ☎市民福祉課 ☎(37)6231
	26日(金)	午後1時30分～4時30分	塩原公民館	※8月19日(金)から受け付け開始。定員9人。 ☎総務福祉課 ☎(32)2912
広域無料法律相談(予約制)	12日(金)	午後1時30分～4時40分	トコトコ大田原 市民交流センター(大田原市中央1丁目)	※8月5日(金)から受け付け開始。定員18人。 大田原市総務課 ☎0287(23)1111
人権相談	2日(火)	午後1時～3時	西那須野公民館	●人権相談、人権保護などの相談 ☎市民協働推進課 ☎(62)7019
育児相談(予約制)	9日(火)	午前9時～午後2時30分	西那須野保健センター	●保健師や栄養士などによる育児に関する相談 西那須野保健センター ☎(38)1356
	18日(木)	午前9時30分～午後2時30分	黒磯保健センター	
健康相談 食生活相談(予約制)	5日(金)	午後1時30分～3時	西那須野保健センター	●保健師や管理栄養士による健診の結果相談や、その他心身の健康相談 黒磯保健センター ☎(63)1100
	10日(水)		黒磯保健センター	
	22日(月)		西那須野保健センター	
	25日(木)		黒磯保健センター	
こころの相談(予約制)	1日(月)	午前10時～正午	西那須野保健センター	●日本カウンセリング学会認定カウンセラーによる相談 ☎社会福祉課 ☎(62)7026
	16日(火)	午後1時～5時	黒磯保健センター	
ポラリス☆とちぎ出張相談会(予約制)	1日(月)	午後1時30分～4時30分	いきいきふれあいセンター	●ひきこもりで悩んでいる本人、家族のための相談 ☎社会福祉課 ☎(62)7026
成年後見無料相談会(予約制)	16日(火)	午前10時～正午	西那須野保健センター	●障害者や認知症の人のための相談 ☎社会福祉課 ☎(62)7026

編集後記

国道400号各所の撮影に行った中で、尾頭トンネルが昭和63年に開通して間もなく、「新しいトンネルを見に行こう」と父に誘われて来たことを思い出しました。トンネルの入り口にはなぜか変わらない青信号が付いていて、不思議な信号だな、と思った記憶があります。あれから30数年、今ではあの時の自分と同じくらいの子供がいる親になりました。自分も子どもをいろいろな場所に連れて行って、いつか子どもに「ここお父さんと行った場所だ」と思い出してもらえるような体験をしていきたいと思った瞬間でした。(鈴木)

「くに」に「広報なすしおばら」は、今号で発行400号となりました。実は私、創刊号作成に携わった担当の一人。当時、私に課された最大の任務は、合併当初の職務執行者に「表紙の題字を書いてもらう」というもので、とても緊張したことを今でもよく覚えています。2回も節目号に携わる機会に恵まれるとは、ツイテイルノカツイナイノカ…(笑)。編集に追われる日々は今も昔も変わりませんが、読んでくださる皆さんがいての広報誌です。今後とも「広報なすしおばら」をよろしく願います。(大貫)

▶問い合わせ
☎市民協働推進課 ☎0287(62)7019



今回のテーマは、「パートナーシップ制度」です



パートナーシップ制度とは

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、LGBTカップルに対して「結婚に相当する関係」を認める制度です。2015年11月2日に、渋谷区と世田谷区を皮切りにスタートしました。

現在では200以上の自治体でパートナーシップ制度が施行されていて、全国の人口分布に置き換えると、人口カバー率は5割を超えています。社会的配慮がなされ、各自治体独自の証明書が発行されます。ただし、どの自治体も全く同じ内容の制度ではありません。

結婚制度とパートナーシップ制度の違いは？

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権などさまざまな法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、法的な権利の発生や義務を付与するものではありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

県内のパートナーシップ制度の状況

県内では、鹿沼市、栃木市、日光市、野木町が制度を導入しています。鹿沼市は、令和元年6月に県内で最も早く制度を開始しました。パートナーシップ宣誓をすると、婚姻関係と同様に市営住宅や市営墓地などの行政サービス*を利用することができます。

日光市では、行政サービスのほかに民間事業者と連携し、住宅ローンや生命保険の受け取りなど民間サービス*の提供も受けられます。また、本県でも、今年9月に制度の導入が予定されています。

※利用には一定の条件が必要になる場合があります。



本市の取り組み



本市では、10月にパートナーシップ制度を開始します。行政がその関係を尊重し、宣言した人が安心して共同生活を送れるよう、行政サービスの内容を検討しているところです。近隣の市町との連携も視野に入れながら、先進地の事例を参考に準備を進めています。

また、今年度も市職員に対し「性の多様性」に関する研修を実施します。職員の意識の醸成を図ることで、誰もが気持ちよく利用できる市役所を目指して環境づくりに努めます。

制度における問い合わせなどは、市民協働推進課で対応します。

「みんな」バックナンバーはこちらをチェック！
「ウェブ版」最新号も見てね♪



「パートナーシップ宣誓ができれば」

